

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成二十九年六月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
的場 美直	天理市下仁興町一五三七番地	天理市西井戸堂町一三番ほか四筆
太田 光央	桜井市大字新屋敷一四五番地	桜井市大字東新堂五七〇番
糸井 謙一郎	桜井市安倍木材団地二丁目五番地の二	桜井市大字山田二二三九番
當麻 順子	橿原市曾我町二〇〇番地の一	橿原市曾我町一四三番一
中田 真之	桜井市大字穴師二二二番地の一	橿原市曾我町八一九番ほか一筆
中田 真之	桜井市大字穴師二二二番地の一	橿原市寺田町七二番一ほか一筆

二 認可年月日

平成二十九年六月六日